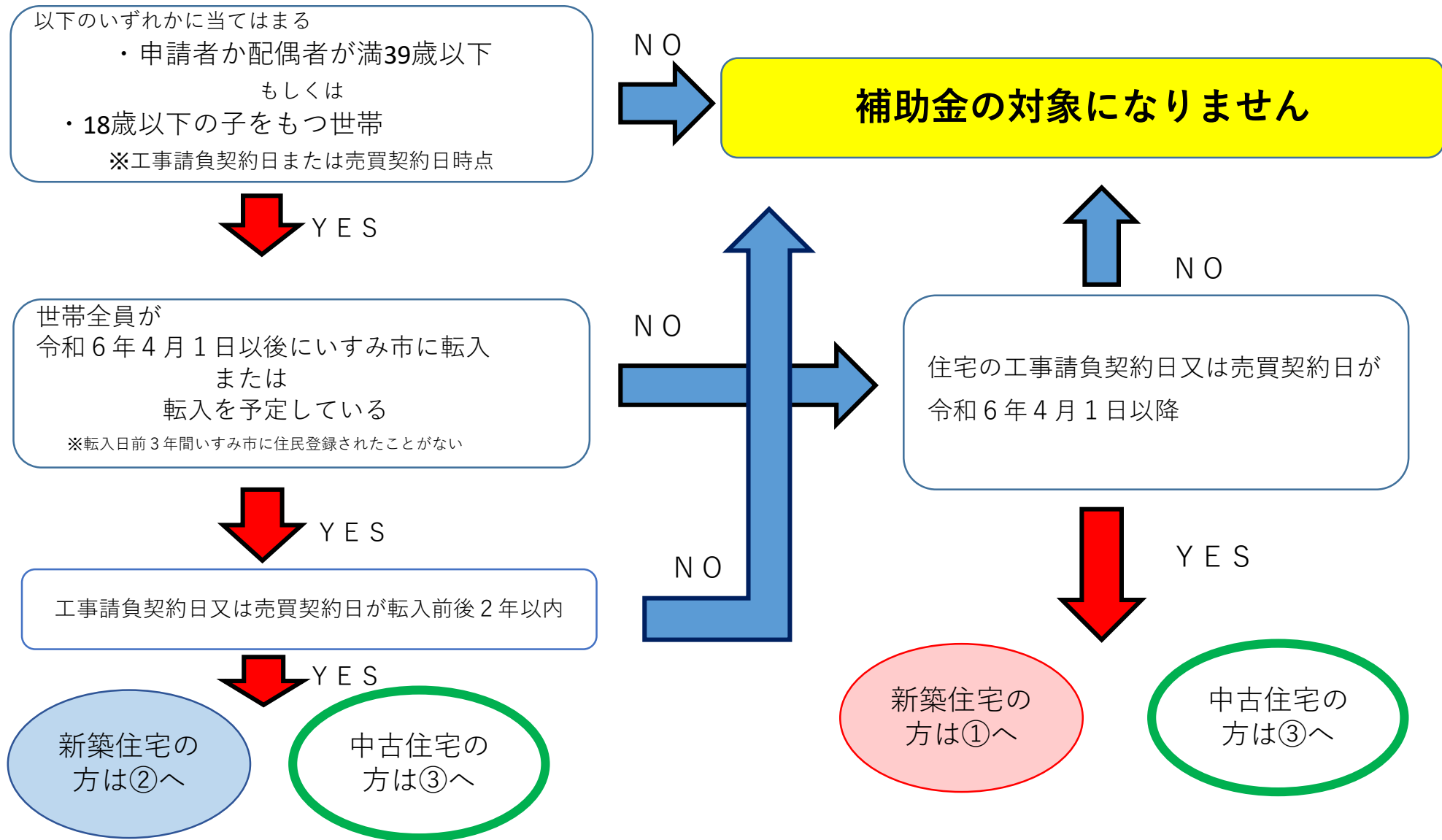


いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金 対象者フローチャート (令和6年8月改正)



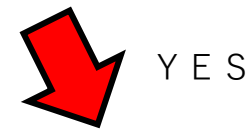
新築住宅

①

②

次の全てに該当する

- 居住用面積が50㎡以上で建築後1年以内の未使用の住宅（併用住宅を含む）
- 建築確認済証及び建築完了検査済証の交付を受けている住宅
（例外：旧大原町（東地区・布施地区）・旧夷隅町全域の住宅はこの限りでない）
- 申請者は、対象住宅の所有権を2分の1以上持っている



補助金の対象になる 可能性があります

補助金の対象に
なりません

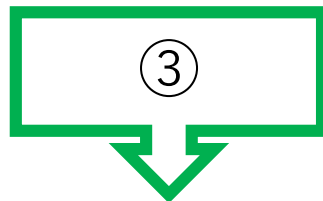
補助金の対象になる 可能性があります

A
申請者か配偶者が
満39歳以下の世帯
→60万円

B
18歳以下の子がい
る世帯
→80万円

C
申請者か配偶者が
満39歳以下の世帯
で転入者
→80万円

D
18歳以下の子がい
る世帯で転入者
→100万円



次の全てに該当する

- 建物登記がされており、居住用面積が50㎡以上で建設後1年を経過している住宅
- 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認において適用される基準）に適合した住宅
- 3親等内の親族以外の者から購入した住宅
- 購入価格（土地代含む）が500万円以上（税込み）、かつ、建物価格が100万円以上（税抜き）
- 申請者は、対象住宅の所有権を2分の1以上持っている



補助金の対象になる可能性があります

建物購入価格(税抜き)の1/10（上限60万円）

補助金の対象になりません

※このフローチャートは簡易版のため、ご自身が対象になるかならないかなど詳細については、必ずお問い合わせください。

【問合せ先】 いすみ市役所 大原庁舎2階
企画政策課 企業誘致・移住交流室
(電話0470-62-1332)